

## 森林整備事業等競争入札参加者ポイントの採点事項及び配点表

採点項目		採点事項	配点
業務成績	平均評定点	受注した森林整備事業等のうち、平成29年1月1日から令和元年12月31日までの間に完成検査を行い、業務成績の評定が行われたものの平均点。 (過去3年間の検査評定点数の平均点)	(100点満点)
		受注した実績があるもの	平均評定点のとおり
		受注した実績がないもの	他の有資格者の対象期間の平均評定点と最低点を合計して2で除した点数
		応札した実績がないもの	他の有資格者の対象期間の最低点から10点を除した点数
業務成績計			100点満点
加点事項	ISO等の認証	令和元年12月末において、鳥取県版環境管理システム規格（I種に限る。）、国際標準化機構が定めた規格であるISO9001、ISO14001、鳥取県男女共同参画推進企業、鳥取県家庭教育推進協力企業の認証のいずれかを取得している。	+5点
	認定事業体の認定	令和元年12月末において、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条の規定による都道府県知事の認定を受けている。	+10点
	林退共等への加入	令和元年12月末において、林業退職金共済制度、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度、その他類似の退職金共済制度に加入している。（ただし、掛金を事業体が一部、又は全額負担していること。）	+5点
	林業労働安全の向上に関する取組	林業の労働安全の向上につながる取り組みを実施していること。複数の項目が該当する場合、その上限を30点とする。	各項目上限+10点 計+30点
		令和元年（平成31年）において安全大会、リスクアセスメント講習等（研修等自社で開催する場合は外部からの講師を招き実施していること）を実施している。	研修ごとに+5点 （上限+10点）
		令和元年12月末に在籍する者が、技能講習、特別教育、安全衛生教育等について初回の受講の後、能力向上のための再教育・能力向上教育を受講している。（研修等については鳥取県森林整備担い手育成事業のうち安全衛生技能習得支援事業で対象としているもの、及び「労働災害の防止のための業務に従事するものに対する能力向上教育に関する指針」（平成元年5月22日能力向上教育指針公示第1号）のうち安全管理者能力向上教育（定期又は随時）、安全衛生推進者能力向上教育（初任時）、林業架線作業主任者能力向上教育（定期又は随時）並びに「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（平成25年11月29日公布）の施行に伴い追加された特別教育に限る。）	受講者の再研修ごとに+1点 （上限+10点） ただし、人権研修の上限は5点とする。
		令和元年（平成31年）において県、森林組合連合会等または複数事業体（複数事業体が共同で行う場合は外部からの講師を招き実施していること）が開催する人権問題研修を受講している。	
	労災保険等への加入状況	令和元年12月末において在籍する者で、現場で作業に従事する者における労災保険・雇用保険・健康保険へのそれぞれの加入状況。	+60点
		加入率 100%	+20点
		70%以上	+10点
50%以上		+5点	
	50%未満	加点なし	
その他加点事項計			110点満点
加点事項の合計点			210点満点
減点事項	障がい者の雇用義務違反	令和元年6月1日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者の雇用義務を達成していない。	-5点
	資格停止措置	令和元年（平成31年）において、鳥取県指名競争入札参加資格者停止措置要綱に基づき知事から入札参加制限又は資格停止措置を受けた。	（累積期間で）
		1ヶ月未満	-10点
		1ヶ月以上3ヶ月未満	-20点
		3ヶ月以上5ヶ月未満	-30点
	5ヶ月以上	-50点	